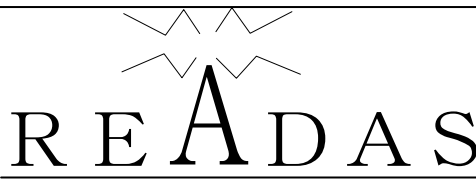


第 5525 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月 5日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 精算しない出張旅費

Q：当社には出張旅費や日当に関する社内規程がありませんが、社長の出張の際には、1泊2万円、日当5,000円を支給しています。税務上問題ありませんか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

所得税では、次の事項を勘案した支給基準に基づいて支給される旅費については、非課税として取り扱われます。

- ①その支給額が役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれた基準によって計算されているものであること
- ②その支給額が同業種、同規模の他の会社の使用人等に一般に支給されている金額に照らして相当と認められるものであること

したがって、上記の支給基準に基づいた旅費であれば、あえて実費精算を行わなくても非課税として取り扱うことが認められます。

ご質問の場合は、出張旅費や日当に関する社内規程がないということですから、原則としては給与課税が行われます。しかし、その支給額が、通常必要と認められる範囲内であり、継続的に支給しているものであれば非課税として取り扱われるものと思われます。

なお、法人税では、旅費規程の有無にかかわらず、出張旅費として相当と認められる金額は、旅費として損金算入が認められます。しかし、出張旅費として通常必要と認められる金額を超える支給がされた場合には、その支給した金額の全額は給与として取り扱われます。

